別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

資　産

流　動　資　産

科　目	備　考
現金及び預金	期限が決算期後１年を超えるものを除く。
受取手形	通常の取引に基づいて発生した手形（金融手形を除く。）上の債権
売掛金	通常の取引に基づいて発生した事業上の未収額
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
有価証券	売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）及び１年以内に満期の到来する有価証券
親会社株式	親会社株式（会社法（平成17年法律第86号）第135条第２項及び第800条第１項の規定により取得したものに限る。以下同じ。）のうち貸借対照表日後１年以内に処分されると認められるもの（その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。）
商品及び製品	
仕掛品	
原材料及び貯蔵品	
前渡金	通常の取引に基づく物品の購入、外注加工等のための手付金又は前渡金
前払費用	決算期後１年以内に費用となるものの前払額
繰延税金資産	⑴　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 ⑵　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの
未収収益	
社内短期債権	株主、役員又は従業員に対する短期債権
短期貸付金	期限が決算期後１年以内の貸付金
未収入金	
その他の流動資産	１年以内に現金化される資産及び期限が決算期後１年以内の債権で他の流動資産科目に属さないもの
（何）貸倒引当金（貸方）	短期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額（一括して掲記することを妨げない。）

固　定　資　産

科　目	備　考
１　ドメイン名関連事業固定資産	
⑴　有形固定資産	
建物	附属設備を含む。
構築物	
機械及び装置	
車両運搬具	
工具、器具及び備品	
土地	
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）
建設仮勘定	設備の建設のために支出したことが明らかな手付金及び前渡金を含む。
その他の有形固定資産	
⑵　無形固定資産	
のれん	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第11条の規定により資産に計上するもの
特許権	有償取得したものに限る。
借地権	同上（地上権を含む。）
商標権	有償取得したものに限る。
実用新案権	同上
意匠権	同上
ソフトウェア	電子計算機又は交換機用のプログラム等
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）
その他の無形固定資産	
２　（何）業固定資産	
⑴　有形固定資産	（何）業の用に供する有形固定資産
（何）	
減価償却累計額（貸方）	有形固定資産に対する減価償却の累計額
⑵　無形固定資産	（何）業の用に供する無形固定資産
（何）	
３　投資その他の資産	
投資有価証券	親会社株式、関係会社株式、関係会社社債及びその他の関係会社有価証券以外のもの。流動資産に属するものを除く。
親会社株式	親会社株式のうち流動資産に属さないもの（その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。）